第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号くからチまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件くの適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

［二・三　略］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

［第一～第三　略］

第四　アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯若しくは27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式略］

［注１・２　略］

３　２の⑵の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「Ｊ３Ｅ　430MHzから440MHzまで」のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「Ｆ２Ｂ　Ｆ２Ｃ　Ｆ２Ｄ　Ｆ３Ｃ　Ｆ３Ｅ　400MHz帯」のように、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「Ａ１Ｄ　920.6MHzから923.4MHzまで（200kHz間隔15波）」のように記載すること。

［４～11　略］

［第五・第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第３号の２に掲げる無線設備	ＳＹ
［略］	［略］

［５　略］

八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号くからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件くの適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

［二・三　同上］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

［第一～第三　同左］

第四　アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯、27MHz帯若しくは900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式同左］

［注１・２　同左］

３　２の⑵の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「Ｊ３Ｅ　430MHzから440MHzまで」のように、900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「Ｆ２Ｄ　903.0125MHz、Ｆ３Ｅ　903.0375MHzから904.9875MHzまで（25kHz間隔79波）」のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「Ｆ２Ｂ　Ｆ２Ｃ　Ｆ２Ｄ　Ｆ３Ｃ　Ｆ３Ｅ　400MHz帯」のように、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「Ａ１Ｄ　920.6MHzから923.4MHzまで（200kHz間隔15波）」のように記載すること。

［４～11　同左］

［第五・第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第３号の２に掲げる無線設備	ＳＹ
第２条第１項第４号に掲げる無線設備	Ｒ又はＵ
［同左］	［同左］

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。